○関東地方整備局告示第四百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桜川市中泉字星ノ宮三三二番一から同市中泉字星ノ宮三四〇番三まで	前	二四・四九～四九・〇二メートル	〇・〇五七キロメートル
	後	三一・三〇～四九・〇二メートル	〇・〇五七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十号	桜川市長方字星ノ宮一一五五番三から同市長方字塚田一四八番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十日

○関東地方整備局告示第四百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	さくら市蒲須坂字東原一六五番二から矢板市乙畑字上河原二二九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十日

○関東地方整備局告示第四百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市上矢切字走り下九三三番から同市上矢切字台根九一〇番二まで	前	二九・二〇～二八六・九七メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	二九・二〇～二八六・九七メートル	〇・〇二〇キロメートル
松戸市上矢切字北台四一三番一地先から同市上矢切字北台四〇九番五まで	前	一〇五・八二～一五五・九六メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	一〇五・八二～一五五・九六メートル	〇・〇二八キロメートル
市川市堀之内二丁目二九三六番から同市堀之内一丁目三一六一番三まで	前	八一・三三～三一七・〇〇メートル	〇・四一三キロメートル
	後	八六・三八～三四六・四一メートル	〇・四一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市上矢切字北台四〇九番五から同市上矢切字台根五二二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十日

○中部地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区中川本町五丁目一番九三から同市港区中川本町五丁目一番三〇まで	前	三六・八〇～五一・八〇メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	四八・九〇～六一・〇〇メートル	〇・〇一九キロメートル
名古屋市港区千鳥一丁目二〇三番五五地内	前	五一・九〇～五四・六〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
	後	六〇・一〇～六三・三〇メートル	〇・〇〇六キロメートル
名古屋市南区要町五丁目七七番二から同市南区要町四丁目二九番三まで	前	五五・〇〇～六五・〇〇メートル	〇・〇六二キロメートル
	後	六二・〇〇～六八・〇〇メートル	〇・〇六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百六十九号	新宮市熊野川町大字九重字大平から同市熊野川町大字九重字相須阪まで	改築	平成二十二年十二月十日

○四国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	松山市北井門二丁目一九〇番一地先から同市北井門二丁目一九七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月十日